税金のはなし

公共債と投資信託

岡崎信用金庫

商　号　等：岡崎信用金庫
登録金融機関：東海財務局長（登金）第30号
加 入 協 会：日本証券業協会

平成27年4月30日現在

公共債の税金について

Q 公共債の利子に対する税金はどのようになっていますか？

A 平成28年1月1日以後に個人のお客様が支払いを受ける国債や地方債などの特定公社債(注1)の利子については、申告分離課税の対象となります。
なお、利子の支払いを受ける際に源泉徴収(注2)された税金だけで課税関係を終了することもできます（確定申告不要制度の対象）。

		平成27年12月31日まで	平成28年1月1日以後
公共債の利子		源泉分離課税	申告分離課税
	税率	20.315%(注3)	所得税15%(注4)、住民税5%

確定申告不要制度の対象のため、損益通算等をしないのであれば、**確定申告は不要**(注5)

Q 公共債の売買益や償還差益に対する税金はどのようになっていますか？

A 個人のお客様が、平成28年1月1日以後に特定公社債を売買した場合の売買益（譲渡益）や平成28年1月1日以後に償還を受けた際の償還差益は、上場株式等の譲渡所得等の金額として、申告分離課税の対象となります。

	平成27年12月31日まで	平成28年1月1日以後
公共債の譲渡益	非課税	申告分離課税 （所得税15%(注4)、住民税5%）
公共債の償還差益	雑所得として総合課税	

特定口座の源泉徴収選択口座（p.4参照）に受け入れた特定公社債を除き、原則として**確定申告が必要**

平成28年1月1日以後、利付債の譲渡損益の計算にあたっては、経過利子が取得費および譲渡価額に含まれます。これに伴い、平成28年1月1日以後が次回の利払日になる利付債の売買から、経過利子に対する税相当額の控除がなくなります。
※経過利子とは、既発行の利付債の売買において、受渡日が利払日と異なる場合に、買う人が売る人に支払う前回利払日の翌日から受渡日までの日数分の利子相当額のことです。

(注1) 国債（個人向け国債を含む）、地方債、外国国債、公募公社債など一定の公社債のことをいいます。
(注2) 個人のお客様が支払いを受ける際の源泉徴収税率は20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）、法人のお客様が支払いを受ける際の源泉徴収税率は15.315%（所得税および復興特別所得税のみ）
(注3) 所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%
(注4) 所得税に対しては別途復興特別所得税が課されます。

投資信託の税金について

Q 公募公社債投資信託の収益分配金に対する税金はどのようになっていますか？

A 平成28年1月1日以後に個人のお客様が支払いを受ける公募公社債投資信託の収益分配金については、申告分離課税の対象となります（公募公社債投資信託の収益分配金には、公募の追加型株式投資信託のような元本払戻金（特別分配金）はありません(注6)）。
なお、収益分配金の支払いを受ける際に源泉徴収(注2)された税金だけで課税関係を終了することもできます（確定申告不要制度の対象）。

		平成27年12月31日まで	平成28年1月1日以後
公募公社債投資信託の収益分配金		源泉分離課税	申告分離課税
	税率	20.315%(注3)	所得税15%(注4)、住民税5%

※損益通算等をしないのであれば、確定申告は不要(注5)

Q 公募公社債投資信託の解約差益や償還差益に対する税金はどのようになっていますか？

A 個人のお客様が、平成28年1月1日以後に公募公社債投資信託を解約した場合の解約差益および償還差益は、上場株式等の譲渡所得等の金額として、申告分離課税の対象となります。

		平成27年12月31日まで	平成28年1月1日以後
公募公社債投資信託の解約差益および償還差益		源泉分離課税	申告分離課税
	税率	20.315%(注3)	所得税15%(注4)、住民税5%

※特定口座の源泉徴収選択口座（p.4参照）に受け入れた公募公社債投資信託を除き、原則として確定申告が必要

Q 公募株式投資信託の収益分配金に対する税金はどのようになっていますか？

A 個人のお客様が支払いを受ける公募株式投資信託の収益分配金（追加型については普通分配金(注6)）については、申告分離課税の対象にするか、総合課税の対象にするかを選択(注7)することになります。
なお、収益分配金の支払いを受ける際に源泉徴収(注2)された税金だけで課税関係を終了することもできます（確定申告不要制度の対象）。

公募株式投資信託の収益分配金に係る申告分離課税の税率	所得税15%(注4)、住民税5%

※損益通算等をしないのであれば、確定申告は不要(注5)

Q 公募株式投資信託の解約差益や償還差益に対する税金はどのようになっていますか？

A 個人のお客様が、公募株式投資信託を解約した場合の解約差益および償還差益については、上場株式等の譲渡所得等の金額として、申告分離課税の対象となります。

公募株式投資信託の解約差益および償還差益に係る申告分離課税の税率	所得税15%(注4)、住民税5%

※特定口座の源泉徴収選択口座（p.4参照）に受け入れた公募株式投資信託を除き、原則として確定申告が必要

(注5) 確定申告をすると、その所得は合計所得金額に含まれるため、配偶者控除や扶養控除の適用が受けられない、社会保険料が増加するなどの影響が出る場合があります。
(注6) 公募の追加型株式投資信託の収益分配金は、利益の分配金である「普通分配金」と、元本の一部払戻しに相当する「元本払戻金（特別分配金）」に区分されます。普通分配金は課税の対象になりますが、元本払戻金（特別分配金）は非課税です。
(注7) 申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することができます。総合課税を選択した場合には、税額控除である配当控除の適用を受けることができます（配当控除の対象とならない銘柄もあります）。

損益通算等について

Q 平成28年から、損益の通算ができる範囲が拡大するのですか？

A 平成28年1月1日以後、特定公社債等（特定公社債および公募公社債投資信託等）の譲渡損益や償還差損益が、公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得等の金額とされることから、これらの所得内での損益の通算ができるようになります。

損益の通算等のイメージ

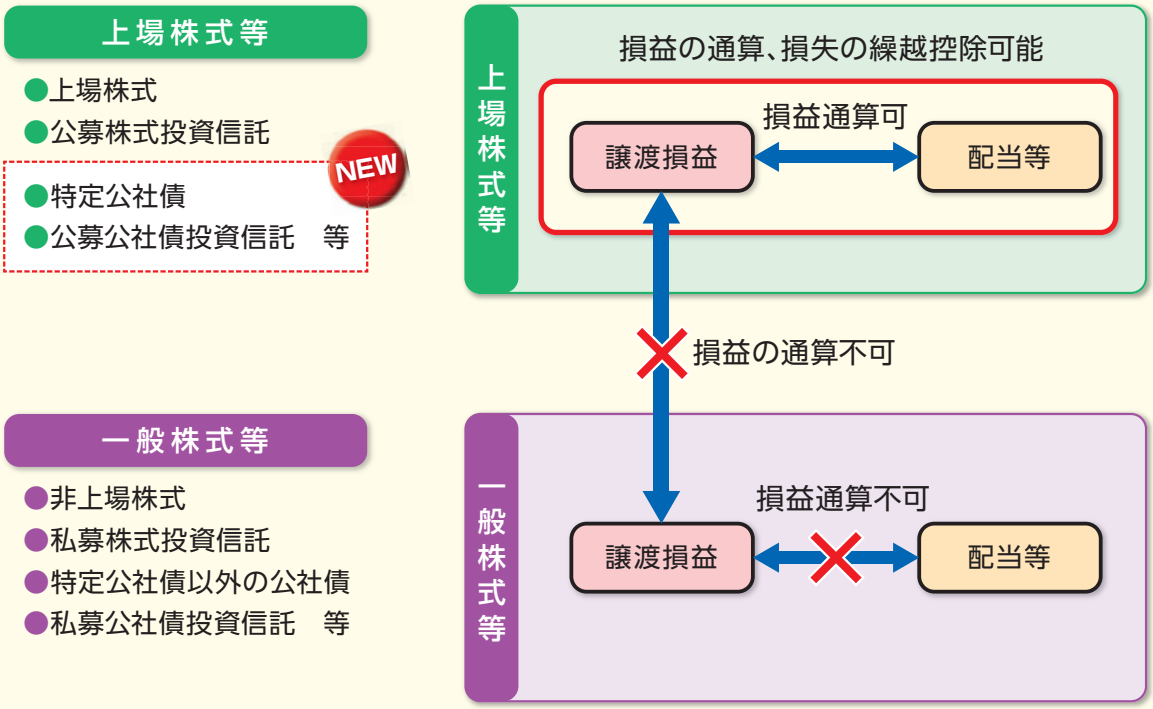

- 平成28年分から、「特定公社債等および公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡損」と「特定公社債等の利子等および公募株式投資信託の収益分配金を含む上場株式等の配当等との損益通算が、原則として確定申告をすることによりできます（上場株式の配当や公募株式投資信託の収益分配金については申告分離課税を選択したものに限られます）。
- 平成28年分から、上場株式等の譲渡損失の繰越控除の特例の対象に特定公社債等の譲渡損失が加えられます。
- 平成28年分から、上場株式等の譲渡損益と一般株式等の譲渡損益との損益の通算ができなくなります。

特定口座について

NEW 平成28年1月1日以後、
特定口座の受入対象の範囲に「特定公社債等」が追加されます！

Q 特定口座って何ですか？

A 特定口座とは、当金庫がお客様に代わって、公募株式投資信託を含む上場株式等（平成28年1月1日以後、特定公社債等を含む）の譲渡損益等の金額を計算することにより、お客様が確定申告をする際の煩雑な手続きや負担を軽減することができる口座のことです。

特定口座 → 確定申告の煩雑な手続きや負担を軽減することができる口座

特定口座には「**源泉徴収選択口座（源泉徴収あり口座）**」と「**簡易申告口座（源泉徴収なし口座）**」があり、いずれかを選択することができます。いずれの口座を選択しても、当金庫は、当該特定口座における譲渡損益等を記載した「特定口座年間取引報告書」を作成し、原則として翌年1月末までにお客様および税務署に送付します。

Q 特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収あり口座）って何ですか？

A 当金庫が、お客様の当該口座の取引に係る譲渡損益の額を計算し、譲渡益になる場合には、当該譲渡益の金額に対して源泉徴収を行い(注8)、当金庫がお客様に代わって納税する口座です。この口座を利用すると、お客様は確定申告を不要にすることができます（確定申告をすることもできます）(注9)。

源泉徴収あり口座 → 確定申告を不要にすることが可能

この口座には、公募株式投資信託の収益分配金を含む上場株式等の配当等（平成28年1月1日以後、特定公社債等の利子等を含む）を受け入れることもでき(注10)、配当等を受け入れた場合、年末に当該口座内に譲渡損失の金額があれば、確定申告することなく、当該配当等の金額との損益通算が自動的に行われます（損益通算の結果、それまでに源泉徴収された税額が過大になる分については還付されます）。

(注8) 源泉徴収税率は20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）
(注9) 確定申告をした場合（申告分離課税）の税率は、所得税15%、住民税5%（所得税に対しては別途復興特別所得税が課されます）
(注10) この口座に受け入れた上場株式等の配当等についても、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率で源泉徴収されます。

Q 特定口座の簡易申告口座（源泉徴収なし口座）って何ですか？

A 簡易申告口座（源泉徴収なし口座）を利用した場合、原則としてお客様は確定申告をする必要がありますが、「特定口座年間取引報告書」を活用することにより、簡易な手続きで確定申告をすることができます。

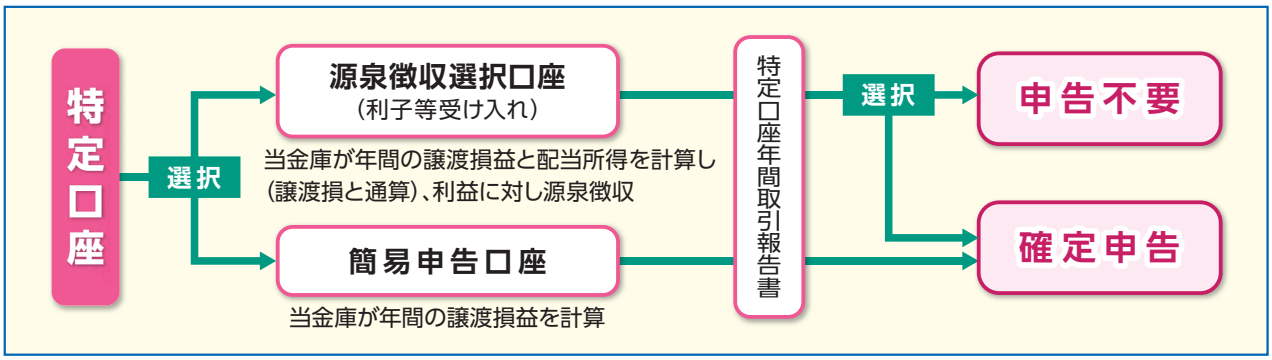

Q 特定口座を利用するにあたって注意すべきことはありますか？

A 特定口座を利用する場合、次のようなことに留意する必要があります。

- 特定口座を開設できるのは個人のお客様に限られます。
- 特定口座は、当金庫に1口座しか開設できません（ジュニアNISAの課税未成年者口座に、その年の3月31日に18歳である年の前年12月31日までに開設している特定口座を除きます）。
- 特定口座における、その年最初の譲渡の後は、その年中は特定口座における源泉徴収あり口座、または、なし口座の変更をすることができません。
- 源泉徴収あり口座に上場株式等の配当等を受け入れている場合、その年の最初の配当等の支払いが確定した日以後は、その年中は源泉徴収なし口座に変更することはできません。
- 源泉徴収あり口座でも、他の口座の上場株式等の譲渡損益の金額や配当等の金額と損益の通算をする場合や、譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合には、確定申告が必要です。
- 源泉徴収あり口座における譲渡所得等または受け入れた配当等を確定申告をするかについては口座ごとに選択できます。
- 源泉徴収あり口座における譲渡損失の金額を確定申告する場合には、その口座に受け入れた配当等についても確定申告する必要があります。

Q 平成28年1月1日より前に保有している特定公社債等は、特定口座に受入れできるのですか？

A 平成28年1月1日より前に保有されている一定の特定公社債等については、「平成28年1月1日」および「平成28年1月1日から同年12月31日までの間」に特定口座に受け入れることができます（経過措置）。

平成28年1月1日より前に保有している一定の特定公社債等 → 特定口座への受入れが可能

なお、当金庫で購入後、継続して保有されている特定公社債等については、平成28年1月1日に当金庫に特定口座を開設されている場合には、当該特定口座に受入れさせていただきます。ただし、平成28年1月1日までに、特定口座を開設されていない場合、当該特定公社債等については、原則として受入れができなくなります。
また、平成28年1月1日から同年12月31日までの間に、当金庫に特定口座を開設したお客様が保有する一定の要件を満たす特定公社債等（平成27年7月1日から12月31日までに他の金融機関から、当金庫に振替で受け入れた特定公社債等）については、取引報告書や取引残高報告書など、取得日および取得価額などを証する一定の書類を提出していただくことにより、当該特定口座に受入れさせていただきます。

公共債と投資信託の税制の概要

上場株式等(注11)の譲渡

上場株式等(注11)の配当等(注12)

一般口座

お客様がご自身で年間の譲渡損益を計算

※株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成

特定口座 源泉徴収なし口座

当金庫が年間の譲渡損益を計算

※特定口座年間取引報告書を送付

特定口座 源泉徴収あり口座

当金庫が年間の譲渡損益と配当所得を計算したうえ、源泉徴収を行い、お客様に代わって納税

※特定口座年間取引報告書を送付

NISA口座 ジュニアNISA口座

確定申告(注13)(申告分離課税)

譲渡益:所得税15%、住民税5%
配当等:所得税15%、住民税5%
※配当等との損益通算や譲渡損失の繰越控除可能

確定申告(注13)(総合課税)(注14)

配当得を含む課税総所得金額に超過累進税率を適用して納税額を計算
※一定の要件を満たす場合、配当控除の適用可能

申告不要

源泉徴収のみで課税関係が終了

非課税

(注11)上場株式等には、上場株式のほか、公募株式投資信託や特定公社債等が含まれます。ただし、NISAおよびジュニアNISAの対象となる上場株式等に、特定公社債等は含まれません。
(注12)配当等には、公募株式投資信託の収益分配金や特定公社債等の利子等も含まれます(NISAおよびジュニアNISAについては特定公社債等の利子等を除きます)。
(注13)確定申告により納税する場合、所得税に対しては、別途復興特別所得税が課されます。
(注14)配当等を総合課税により確定申告できるのは、上場株式の配当や公募株式投資信託の収益分配金などに限られます。特定公社債等の利子等については総合課税を選択できません。

公共債と投資信託の口座開設等の方法

Q 公共債や投資信託の取引口座や特定口座を開設する場合、何を持参すればよいですか?

A 「預金口座のお届出印」「本人確認書類(原本)」などをご持参ください。
【平成28年1月1日以後】は、「個人番号通知カード(注15)(個人番号カードまたは個人番号が記載された住民票の写しも可)」が必要となります。なお、顔写真入りの本人確認書類がない場合は、2種類以上の本人確認書類をご用意ください。

お客様

口座開設届出書に必要事項を記載し、署名捺印のうえご提出

本人確認書類をご提示

当金庫

(注15)個人番号通知カードの交付を受けてない場合は、交付を受けた後に、ご持参ください。

Face to Face

ご注意

- この資料は、公共債や投資信託の税制等を平易に解説することを目的としたものです。記載内容については万全を期していますが、正確性や完全性を保証するものではありません。
- この資料は、平成27年４月末の税制に基づき作成しています。今後の法律や制度の改正等により記載内容に変更が生じることがあります。
- 実際の課税の取扱いや税制の詳細については、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。